令和6年第5回教育委員会定例会 会議録

■ 開催日時

令和6年5月27日(月) 13時31分開会 13時53分閉会

■ 開催場所

指宿市役所 大会議室A

■ 出席者

教育長 : 田之上 典昭

教育委員 : 別府 竜人,福冨 早央里,中村 みゆき,濵﨑 健児

■ 欠席委員

なし

■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育部長紺屋 聖一教育総務課長田中 久夫学校教育課長船間 秀仁生涯学習課長上**薗** 浩司学校給食センター所長水流 弘樹指宿商業高等学校事務長横村 敬一郎

■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 前回会議録の承認
- (4) 会議録署名委員の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 議事
 - ・日程第1 議案第16号 指宿市立市民会館運営協議会委員の委嘱について
 - ・日程第2 議案第17号 指宿市学校給食センター運営委員会委員の委嘱に

ついて

・日程第3 議案第18号 令和6年度指宿市一般会計補正予算(第3号)に

係る議案(教育委員会所管分)に関する意見の申

出について

- ・日程第4 議案第19号 指宿市教育支援委員会規則の一部改正について
- ・日程第5 報告第7号 指宿市招致外国青年任用規則の一部改正について
- (7) その他
- (8) 閉会の宣告

■ 会議要旨

1 開会の宣告

(田之上教育長)

ただいまから、令和6年第5回指宿市教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

(田之上教育長)

本日は、委員全員が出席しておりますので、会議は成立しております。

3 前回会議録の承認

(田之上教育長)

次に、前回の会議録の承認について、お諮りいたします。

令和6年第4回指宿市教育委員会定例会の会議録を承認することについて、ご 異議ありませんか。

(異議なしの声)

(田之上教育長)

ご異議なしと認め、前回の会議録を承認いたします。

4 会議録署名委員の指名

(田之上教育長)

次に、本日の会議録署名委員の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により、本日の会議録の署名委員を、中村委員にお願いいたします。

5 教育長の報告

(田之上教育長)

次に、教育長の報告です。別紙資料を準備してありますのでご覧ください。 項目1です。

4月26日,第1回地区教育長会に出席いたしました。南薩教育事務所から地区教育行政の取組の重点及び定期人事異動の概要等について説明がありました。 項目2です。

4月29日,アロハ宣言に参加いたしました。天候の関係で、残念ながら屋内多目的広場での開催となりましたが、多くの方に参加していただき、セレモニーが盛大に行われました。

項目3です。

5月1日,5名の教頭先生方を新しく迎えて,第1回の教頭研修会が開催されました。指宿市の教育行政施策の説明,他各課から所管事項についての説明を行いました。私からは「支える,伝える,気遣う,我慢する,楽しむ」をキーワードに,それぞれの学校の伝統と,良い校風づくりに貢献していただくことをお願いしました。

項目4です。

5月2日から、当初申告に伴う校長先生方との面談を行いました。今年度の学校の経営方針と、今年度の目標や抱負を聞かせていただきました。

項目5です。

5月2日,新任5名の方を含む12名の校区公民館長の皆さんに辞令の交付を行いました。市長からも挨拶をいただきました。

項目6です。

5月5日の子どもの日に、史跡公園ではしむれこどもフェスティバルが開催されました。今回は、国指定史跡100年の節目を記念し、フラダンスステージやマルシェ、火起こし体験、発掘体験や土器洗い体験など多くの催しがあり、天候にも恵まれ2,866人の参加がありました。

項目7,項目8です。

5月8日に、長崎市で開催された九州都市教育長協議会定期総会に出席いたしました。9日、10日と引き続き、長崎市で全国都市教育長協議会定期総会・研究大会が開催され出席いたしました。「生きる力を育む教育の在り方」が大会テーマで、文科省から今年度の主要施策説明と、研究部会・研究発表がありました。本県からも出水市と志布志市から、それぞれ特色ある教育施策についての発表がありました。

項目9です。

- 5月11日,指宿市子ども育成連絡協議会総会に出席いたしました。今年度は6月22日に,開聞総合体育館で南薩地区子ども大会が開催予定となっております。項目10です。
- 5月14日から、当初申告に伴う教頭面談を行いました。学校経営を補佐する役目として、多忙な中にもメリハリをつけた業務推進を心がけるようにお願いをいたしました。

項目11です。

5月13日,指宿市木曜会第1回目の定例会に出席いたしました。

項目12です。

5月15日,地区教の役員交代に伴う挨拶と教職員の勤務や労働環境,福利厚生の内容等について話し合いを行いました。

項目13です。

5月17日,県市町村教育委員会連絡協議会定期総会,県市町村教育長会定期総会に出席いたしました。教育委員の皆様にも出席していただきありがとうございました。

項目14です。

5月21日、学校運営協議会新任委員研修会に出席いたしました。

項目15,項目16です。

項目18、項目19です。

5月22日に南薩地区教育委員会連絡協議会,23日に北指宿中学校の学校訪問, それぞれ教育委員の皆様にも出席していただきありがとうございました。北指宿 中学校が今年度最初の学校訪問でしたが,学校の状況や生徒,先生方の様子を知 る貴重な機会になりました。

項目17です。

5月23日,市立少年育成センター運営協議会に出席いたしました。委員への辞令交付と,今年度のセンターの方針及び活動について協議が行われました。

5月25日は指宿特別支援学校創立50周年記念運動会,昨日26日は市内4小学校の運動会が開催され訪問いたしました。新年度が始まってから,準備期間もあまりない中,学校ごとに工夫を凝らした運動会が行われていました。子供たちが元

気に歌ったり走ったり、応援する様子を見ることができて大変嬉しくなりました。 教育委員の皆様にも、それぞれ学校訪問をしていただきありがとうございました。 以上で、教育長報告を終わります。

6 議事

(田之上教育長)

それでは、議事に入ります。

日程第1,議案第16号,指宿市立市民会館運営協議会委員の委嘱についてを議 題といたします。

提案の説明をお願いします。

(紺屋部長)

日程第1,議案第16号,指宿市立市民会館運営協議会委員の委嘱について,提案のご説明を申し上げます。

資料の2ページをご覧ください。

指宿市立市民会館運営協議会規則第3条の規定に基づき,指宿市立市民会館運営協議会の委員を次のとおり委嘱したいので,指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第17号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

委員は,指宿市立市民会館運営協議会規則第3条第2項において,学校長代表, 公共的団体の代表及び学識経験者のうちから教育委員会が委嘱することとなっ ております。

今回,委嘱しようとする者は全員で10名で,選出区分,氏名及び所属等につきましては、資料に記載のとおりであります。

任期は、令和6年6月1日から令和8年5月31日までの2年間であります。以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(田之上教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(別府職務代理者)

指宿市PTA連合会の中野さんについて、連合会の担当校があると思うのですが、今年はどちらの学校になるのでしょうか。

(上蘭課長)

開聞中学校になります。

(福冨委員)

学識経験者の坂上さんは、所属等が上野区となっていますが、そこを説明していただけないでしょうか。

(上蘭課長)

坂上さんは、上野区の区長をされております。

(田之上教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(田之上教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第1,議案第16号については、提案のとおり同意することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(田之上教育長)

それでは、日程第1、議案第16号は、提案のとおり同意することといたします。

(田之上教育長)

次に、日程第2、議案第17号、指宿市学校給食センター運営委員会委員の委嘱 についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(紺屋部長)

日程第2,議案第17号,指宿市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について,提案のご説明を申し上げます。

資料の3ページをご覧ください。

指宿市学校給食センター条例第6条第3項の規定に基づき,指宿市学校給食センター運営委員会委員を次のとおり委嘱したいので,指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第17号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

委員は、指宿市学校給食センター条例施行規則第3条第1項において、小学校長代表、中学校長代表、学校職員の給食担当者代表、小学校PTA代表、中学校PTA代表、中学校PTA代表、このほか教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が任命し、又は委嘱することとなっております。

今回,委嘱しようとする者は全員で17名で,選出区分,氏名及び所属等につきましては、資料に記載のとおりであります。

任期は、令和6年6月1日から令和7年5月31日までの1年間であります。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(田之上教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(田之上教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第2,議案第17号については、提案のとおり同意することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(田之上教育長)

それでは、日程第2、議案第17号は、提案のとおり同意することといたします。

(田之上教育長)

次に、日程第3、議案第18号、令和6年度指宿市一般会計補正予算(第3号) に係る議案(教育委員会所管分)に関する意見の申出についてを議題といたしま す。

提案の説明をお願いします。

(紺屋部長)

日程第3,議案第18号,令和6年度指宿市一般会計補正予算(第3号)に係る 議案(教育委員会所管分)に関する意見の申出について,提案のご説明を申し上 げます。

資料の4ページをご覧ください。

令和6年度指宿市一般会計補正予算(第3号)に係る議案(教育委員会所管分)に関して市長に意見を申し出ることについて,指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第3号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

別冊資料でご説明いたしますので、議案第18号別冊の2ページをご覧ください。 令和6年度指宿市一般会計補正予算(第3号)は、歳入歳出予算の総額に歳入 歳出それぞれ、4億1,788万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出そ れぞれ、272億6,061万3千円とするものであります。

9ページをご覧ください。

中ほどになりますが、款 9 教育費は1,050万円を増額し、歳出の総額を23億4,565万3千円にしようとするものであります。

それでは、歳出からご説明いたしますので、12ページをご覧ください。

指宿商業高校の高等学校等デジタル人財育成支援事業費1,050万円は、デジタル等成長分野を支える人材育成の充実を図るために、指宿商業高校で実施する実習授業に係る備品購入費等であります。費目の内訳は備考欄のとおりであります。なお、ただいま申し上げました歳出の補正につきましては、右端に予算書の掲

なお、ただいま甲し上げました歳出の補正につきましては、右端に予算書の掲載ページを記載しております。

次に、歳入をご説明いたしますので、10ページをご覧ください。

款15国庫支出金,項2国庫補助金,目7教育費国庫補助金,節6高等学校費補助金1千万円は,高等学校等デジタル人財育成支援事業費補助金で,先ほど歳出でご説明いたしました事業に係る補助金であります。

以上で,説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(田之上教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(福冨委員)

12ページの情報端末等購入に係る備品購入費が950万円とありますが、これはどういった端末なのかということと、実習授業を実施するということでしたが、どういった実習なのか教えてください。

(横村事務長)

まず、情報端末等購入に係る備品購入費の内訳について、ご説明いたします。端末は、1人1台に係る分となりますが、現在導入しております端末が i P a d ですので、同じものを検討しているところです。また、実習授業の中で行う、ドローンを活用したプログラミングの実習や、3Dプリンタを活用した作品作成のための備品も購入するようにしております。

事業の中身としましては、デジタル関連の事業の人材不足を補うために生徒たちを教育していく項目になります。内容につきましては、現在検討している部分もありますが、情報端末を用いたネットワークの構築や、先ほど申し上げましたドローンを活用して、プログラミングを実際に動かしてみるといった授業を検討しているところです。

(福冨委員)

大きい補助金なので、有効活用してください。

(田之上教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(田之上教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。 日程第3、議案第18号については、提案のとおり同意することとしてよろしい でしょうか。

(異議なしの声)

(田之上教育長)

それでは、日程第3、議案第18号は、提案のとおり同意することといたします。

(田之上教育長)

次に、日程第4、議案第19号、指宿市教育支援委員会規則の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(紺屋部長)

日程第4,議案第19号,指宿市教育支援委員会規則の一部改正について,提案のご説明を申し上げます。

資料の5ページをご覧ください。

指宿市教育支援委員会規則の一部を別紙のとおり改正したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により、教育委員会の議決を求めるものであります。

本案は、特別支援学級のニーズの高まりや児童生徒の多様な事例の増加に対応し、より適切に子供たちの学びの場を検討することができるように、委員の数を3人増員したいことから、この規則の所要の改正をしようとするものであります。それでは、改正の主な内容について、新旧対照表でご説明いたしますので、7ページをご覧ください。

第3条で規定する委員の数を,32人以内から35人以内に改めようとするものであります。

なお、附則において、この規則は令和6年6月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(田之上教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(田之上教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第4,議案第19号については、提案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(田之上教育長)

それでは、日程第4、議案第19号は、提案のとおり可決することといたします。

(田之上教育長)

次に、日程第5、報告第7号、指宿市招致外国青年任用規則の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(紺屋部長)

日程第5,報告第7号,指宿市招致外国青年任用規則の一部改正について,ご 説明を申し上げます。

資料の8ページをご覧ください。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第1項の規定に基づき,指 宿市招致外国青年任用規則の一部を別紙のとおり改正したので,同条第2項の規 定により報告するものであります。

改正の内容について、新旧対照表でご説明いたしますので、資料の10ページを ご覧ください。

指宿市会計年度任用職員の報酬の支払日が、勤務した月の翌月10日から翌月15日に変更したことに伴い、5月以降の支払日が15日となることから、ALT、外国語指導助手の報酬の支払日についても同様の改正を行うため、本規則の所要の改正をしたものであります。

なお、附則において、この規則は令和6年5月1日から施行しているところで あります。

以上で、報告を終わります。

(田之上教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(田之上教育長)

質疑・意見がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

以上で、日程第5、報告第7号は終了いたします。

以上で,本日,予定されていました議案等につきましては,全て終了いたしま した。

7 その他

(田之上教育長)

これより、その他に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

8 閉会の宣告

(田之上教育長)

以上で、令和6年第5回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。